

随意契約理由書

1 案件名称

管路輸送施設管理等事務事業に関する業務委託（その2）

2 契約の相手方

（財）大阪市環境事業協会

3 随意契約理由

本事務事業は、管路輸送施設の運転・維持管理等に係る業務を行うものであり、施設における設備の運転業務、設備の保守点検・維持管理業務など、ごみ管路輸送事業の全般を行うものである。

ごみ管路輸送施設は、建設省のパイロット事業として導入され、地下に輸送管を埋設し空気の流れを利用することで各家庭から中継センターまでごみを輸送する空気輸送方式は、ごみを家庭に置く必要がなくいつでも出すことができ、利便的かつ衛生的なものである。

本事業を安定的に、効率的かつ効果的に実施し維持するためには、施設の運転・維持管理について専門的に行ってきた経験豊富な職員を活用することが肝要であり、施設の整備等についても、整備前調査、設計・積算、発注・契約、工事監理、検査等、一連の蓄積されたノウハウをもった経験豊かな職員により実施することが必要不可欠である。また、本事業は市民生活に密接した事業であることから、当局事業と綿密な連携を要し、当局事業内容について熟知・精通し、関係部局との連絡調整や周辺住民への対応など、局事業の運営に合致した対応を行うことが強く求められる。したがって、これらの体制を確保した当協会へ委託することが、最も効果的・効率的かつ経済的であり、本事業を円滑に実施することが可能となる。加えて、OB職員を活用することで、より一層の本業務にかかる経費の節減を図ることができる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3361）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（西北方面中継地）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

信和商事㈱

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（鶴見中継地）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

信和商事㈱

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（東北方面中継地）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

サニーメタル(株)

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（西南方面中継地）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

㈱松田商店

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上となされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ選別業務委託（東南方面中継地）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

安田金属興業㈱

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（舞洲中継施設）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

協同組合大阪再生資源業界近代化協議会

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（西淀中継施設）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

ジャパン・エコロジー・ライン(株)

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（住之江中継施設）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

協同組合大阪再生資源業界近代化協議会

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（東淀中継施設）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

協同組合大阪再生資源業界近代化協議会

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（鶴見中継施設）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

大阪リサイクル事業協同組合

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上となされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック異物除去等業務委託（平野中継施設）（その2）（単価契約）

2 契約の相手方

大阪リサイクル事業協同組合

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

本市における平成 24 年度当初予算は、施策・事業を抜本的に見直すため、「暫定的な予算」編成（4 月から 7 月まで）としている。

本件契約は、通年の予算計上がなされることを前提として、平成 24 年度予算の発効を条件に通年の契約期間（4 月から翌年 3 月まで）で平成 23 年 10 月及び 11 月に入札を執行し落札者を決定していたが、本件契約にかかる予算が「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となったため、契約期間が 4 月から 7 月までとなった。

本来であれば、入札条件が変更した場合は、再度入札を行い、契約相手方を決定するのが原則であるが、すでに、通年を条件として公正な競争入札が行われた結果として、落札金額及び落札者が決定しており、落札金額の制限の範囲内で、かつ履行期間を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件において随意契約によることとしても、一般競争入札を原則とする地方自治法の趣旨に反するものではない。

上記理由により、一旦有効に成立した入札の結果（落札決定）を尊重し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号を類推適用し、入札で決定した落札者と暫定的な予算措置が講じられる 4 月から 7 月までを契約期間とし随意契約を行う。

なお、本件契約は、単価契約であるため、契約金額については、応札価格とする。

4 担当部署

環境局 総務部 総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

排ガス測定業務委託（2）

2 契約の相手方

帝人エコ・サイエンス株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度西淀工場排出焼却残渣処分業務委託（その 2）（概算契約）

2 契約の相手方

有限会社プロニーズ

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度八尾工場排出焼却残渣処分業務委託（その 2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社ナガミチ建設

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度森之宮工場排出焼却残渣処分業務委託（その 2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社北部衛生

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度平野工場排出焼却残渣処分業務委託（その 2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社林総業

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度鶴見工場排出焼却残渣処分業務委託（その 2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社宝

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度舞洲工場排出焼却残渣処分業務委託（その 2）（概算契約）

2 契約の相手方

今里衛生協同組合

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度東淀工場排出焼却残渣等処分業務委託（その 2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社交野興業

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【北区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社MKS

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならいとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【浪速区・阿倍野区・西成区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

大阪グリーン土木株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【福島区・此花区・西淀川区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社サクセス

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【中央区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社サンダ

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【鶴見区・城東区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大幸クリーンサービス

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならいとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【港区・大正区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

環境テクノス株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【天王寺区・東住吉区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

京阪神道路サービス株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【住之江区・住吉区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

京阪神道路サービス株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならいとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【西区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社エムライン

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【東淀川区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社近畿ハイウェイ

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【淀川区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

有限会社セイハウメンテナンス

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【都島区・旭区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

有限会社セイハウメンテナンス

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【東成区・生野区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

石田造園土木株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

道路清掃業務委託【平野区内】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

大阪設備管理株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場火葬設備保守点検業務委託（その2）

2 契約の相手方

村瀬炉工業株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならいとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

北斎場火葬設備保守点検業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社スター

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地廃棄物埋立処分業務委託（その2）

2 契約の相手方

ショベル工業株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度 8～9 月期 西部環境事業センター内警備業務委託

2 契約の相手方

株式会社コアズ

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。

従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。

当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

人力除草・清掃業務委託【あびこ筋外 20 ヶ所】(その2)(概算契約)

2 契約の相手方

株式会社井畑造園土木

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならいとされている(地方自治法 232 条の 3)。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」(4 月から 7 月まで)となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課 (電話番号 06-6630-3164)

随意契約理由書

1 案件名称

人力除草・清掃業務委託【御堂筋外7ヶ所】（その2）（概算契約）

2 契約の相手方

日産緑化株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

人力除草・清掃業務委託【中央大通外15ヶ所】(その2)(概算契約)

2 契約の相手方

株式会社Kei's

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている(地方自治法232条の3)。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内で行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」(4月から7月まで)となった。

「暫定的な予算」により4か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年3月31日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4月から7月までの期間については、地方自治法施行令167条の2第1項第6号による随意契約を行った。

補正予算成立後の8月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が7月末になる見込みであり、入札手続きが8月1日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令167条の2第1項第6号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局総務部総務課 (電話番号 06-6630-3164)

随意契約理由書

1 案件名称

人力除草・清掃業務委託【なにわ筋外 9ヶ所】（その 2）（概算契約）

2 契約の相手方

有限会社前田造園土木

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならいとされている（地方自治法 232 条の 3）。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」（4 月から 7 月まで）となった。

「暫定的な予算」により 4 か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年 3 月 31 日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4 月から 7 月までの期間については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を行った。

補正予算成立後の 8 月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が 7 月末になる見込みであり、入札手続きが 8 月 1 日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3164）

随意契約理由書

1 案件名称

人力除草・清掃業務委託【中央環状線外7ヶ所】(その2)(概算契約)

2 契約の相手方

環境テクノス株式会社

3 随意契約理由

支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとされている(地方自治法232条の3)。従って、契約の締結は、歳出予算など経費の金額の範囲内でしか行うことができず、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていなければならない。当該契約については、抜本的改革に向けての「暫定的な予算」(4月から7月まで)となった。

「暫定的な予算」により4か月間の履行期間で入札に付した場合、業務に必要な機器や作業員の手配等を考慮すると入札参加者が限定され、入札不調や、仮に落札したとしても、結果的に割高な契約になることによって、競争入札の効果が失われる可能性が非常に高いと考えられることから、本年3月31日まで、本業務を誠実かつ確実に履行している事業者と契約する方が有利であるため、4月から7月までの期間については、地方自治法施行令167条の2第1項第6号による随意契約を行った。

補正予算成立後の8月以降の契約については、改めて入札を行い、契約相手方を決定するところであるが、補正予算成立が7月末になる見込みであり、入札手続きが8月1日以降の契約に間に合わず、業務内容に大幅な変更がないため、地方自治法施行令167条の2第1項第6号による随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

環境局総務部総務課 (電話番号 06-6630-3164)

随意契約理由書

1 案件名称

此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

保守点検業務は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また点検後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は株式会社日立ビルシステムのみである。

上記理由により、株式会社日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場エレベータ保守業務委託（8～3月分）

2 契約の相手方

日本エレベーター製造㈱

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務付けされている。

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要な不可欠な業務である。また、エレベータは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能であるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場エレベータ保守業務（8～3月分）

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株) 関西支社

3 随意契約理由

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されています。エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告義務等人的安全保護上かなりの規制があります。

故に日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要不可欠な業務であり、設置業者によってそれぞれ異なる構造・材料及び部品の結合体であるエレベータの保守をするためには、設備構造・特異性を熟知した設置業者でなければならず、施行責任の一元化及び問題が発生した際の緊急対応とともに、他業者では不可能です。

上記の理由により、東芝エレベータ(株)関西支社と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場（電話番号 06 - 6463 - 4153）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所エレベータ設備保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されているエレベータ設備は、日本オーチス・エレベータ（株）製であり、昇降機の運転状況を情報センターにおいて常に遠隔監視できる機能を備え、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。また、設置業者によってそれぞれ異なる構造・材料及び部品の結合体であるエレベータの保守を行うためには、設備構造・特異性を熟知した設置業者でなければならず、施行責任の一元化の観点から他業者では不可能であるため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 中部環境事業センター出張所 （電話番号 06-6567-0750）

随意契約理由書

1 案件名称

平成24年度舞洲工場電子計算機保守業務委託（その2）

2 契約の相手方

（株）日立ハイテクソリューションズ 関西支店

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全及び故障時等の緊急対応を目的に実施するものである。保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り扱い等を熟知している必要がある。

舞洲工場の電子計算機は（株）日立ハイテクソリューションズ（平成24年4月1日付で、合併により（株）日立ハイテクトレーディングから社名変更）が事業責任者であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。また、部品についても独自の技術で製作されたものがほとんどであり、部品購入及び補修等については当該会社のみが取り扱っているため他社によることは不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場エレベーター保守業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

大阪営業所 所長 成瀬 友章

3 随意契約理由

エレベーターについては、建築基準法第34条により「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけられている。

当工場では上記業者製のエレベーターが設置されているが、日常利用されるエレベーターの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベーターの運転に必要不可欠な業務である。また、エレベーターは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。よって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場エレベータ保守業務委託（その2）

2 契約の相手方

日本エレベーター製造㈱

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務付けされている。

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要不可欠な業務である。また、エレベータは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、日本エレベーター製造㈱と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 鶴見工場 （電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1. 案件名称

西淀工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、エレベータの運転に必要不可欠な業務である。また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が、整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

上記の理由により、東芝エレベータ株式会社と特名随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

環境局 施設部 西淀工場（電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

北斎場外2ヵ所
ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託（その2）

2 契約の相手方

テクノ矢崎(株) 大阪支店

3 随意契約理由

北斎場、小林斎場および鶴見斎場に設置されている空気調和用熱源機器は矢崎総業(株)のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、矢崎総業(株)の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしているテクノ矢崎(株)だけである。

上記理由によりテクノ矢崎(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場電子計算機保守業務委託（その2）

2 契約相手方

横河フィールドエンジニアリングサービス株式会社

関西サービスセンター

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機故障時等の緊急対応を目的に実施するものである。

保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り扱い等を熟知している必要がある。また、本電子計算機は、横河電機株式会社の独自の技術により設計・製作されており、部品についても独自の技術で製作されたものがほとんどである。

したがって、本保守業務委託を実施することができるのは、横河電機株式会社より技術提供があり、本電子計算機における部品の購入及び補修を唯一委託されている横河フィールドエンジニアリングサービス株式会社だけである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場外2斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

瓜破、北、鶴見斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3135)

随意契約理由書

- 1 契約名称 平野工場エレベータ保守業務（その2）
- 2 契約の相手方 日本エレベーター製造株式会社
- 3 随意契約理由 エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務付けされている。
当工場においては、上記業者のエレベータが設置されていますが、日常利用されるエレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託はエレベータの運転に必要な不可欠な業務である。また、エレベータは設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外が整備部品の調達や保守点検等を行うと安全上の問題が発生する可能性があるうえ、問題が発生した際の緊急対応が不可能である。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 施設部 平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立北斎場エレベーター及びエスカレーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

北斎場に設置されているエレベーター及びエスカレーター設備は、東芝エレベータ株式会社が製造、設置したものであり、故障を未然に防ぐとともに正常な状態を維持し、人荷への安全性を確保するため、昇降機の運転状態を製造業者の情報センターで、常に監視できる機能を備えている。

また、部品交換等が生じた場合、機器の仕様並びに構造を熟知しており、部品等の入手は他社では実施不可能である。

そうしたことから、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証と設備の性能保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3135)

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

T C M株式会社

3 随意契約理由

別表資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設におけるショベルローダについては、中継地や中継施設の円滑な運営を行い、資源ごみや容器包装プラスチックの収集・輸送体制を構築するためにも、定期的な整備を行う必要がある。

この整備について、当該ショベルローダはT C M株式会社製であるが、資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設で使用しているこれらショベルローダは、当局車両により次々と搬入される資源ごみや容器包装プラスチックを大量かつ頻繁にストックヤードへ整理を行ったり業者の搬出用トラックへ積み込んだりするため、作業性を考慮した仕様により当局が発注し、同社が独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造になっている。このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分については、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回、労働安全衛生規則第 151 条の 31 に基づき自主検査を行うものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものである。この事項内には油圧系検査箇所が含まれており、また、この定期自主検査時に、ショベルローダを常に正常な状態で稼働させるため、総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うこととしており、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行ってもらうこととなる。加えて、この際には特殊部品の交換を伴うこともあるため、このようなメンテナンスに対応していくには事後の性能を確保する観点を含め、独自技術を伴うものであるため、自社製品に対する独自の技術を認識し、整備を行い、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるT C M（株）のみが対応が可能な業者である。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

【別表】 ショベルローダ配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
鶴見資源ごみ中継地	TCM (株)	LD10	58B0000573
鶴見容器包装プラスチック中継施設	TCM (株)	LD10	58B0000687
東淀容器包装プラスチック中継施設	TCM (株)	SD25T8	58F01007
	TCM (株)	SD25T8	58F01008
西淀容器包装プラスチック中継施設	TCM (株)	LD10	58B0000689
	TCM (株)	LD10	58B0000670
平野容器包装プラスチック中継施設	TCM (株)	SD25T8	58B0000187
	TCM (株)	SD25T8	58B0000189

【参考】 労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダ等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダ等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3234)

随意契約理由書

1 案件名称

城北環境事業センターE S C O事業

2 契約の相手方

株式会社 山武 ビルシステムカンパニー関西支社
(平成24年4月1日よりアズビル株式会社へ社名変更)

3 随意契約理由

城北環境事業センター熱源機器改修に伴い、省エネルギー化を促進する為、「自己資金型E S C O事業」の提案の公募を行ったところ、2グループからの提案があり、最優秀提案者に(株)山武を選定した。

提案の選定にあたっては、民間の有権者などで構成される「E S C O事業提案評価会議」において、予め公表している審査基準に基づき決定した。

最優秀提案は、既存の空冷式ヒートポンプチラー2台を最新式の高効率空冷式ヒートポンプチラー2台への更新や既設蛍光灯型照明器具安定器を省エネ型電子安定器に更新する事で、エネルギー削減率20.1%、二酸化炭素削減率19.2%、年間光熱水費削減保証額4,200,000円と環境性・経済性で高く評価された。

上記の理由により、平成23年度にE S C O設備改修工事を(株)山武と契約し、平成24年度より5年間、運用管理、保守、光熱水費の削減が補償される「省エネルギーサービス」も同等の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項(2)に該当するので、(株)山武と随意契約をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

副読本「おおさか環境科」デザイン・版下作成業務委託

2 契約相手方

株式会社 宣成社

3 随意契約理由

本業務は、副読本の作成に関する企画、デザインなど非定型的かつ創造力を要する業務であることから、競争入札に適さない。このため、公募型企画提案コンペ方式を採用することとし、環境局ホームページ上にて企画提案を募集、9月4日に「副読本『おおさか環境科』デザイン・版下作成業務委託」企画提案コンペを開催し、参加申込のあった5社の企画提案について各委員が採点を行い、上記業者の企画提案が最も優れているとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課 (電話番号 06-6630-3262)